

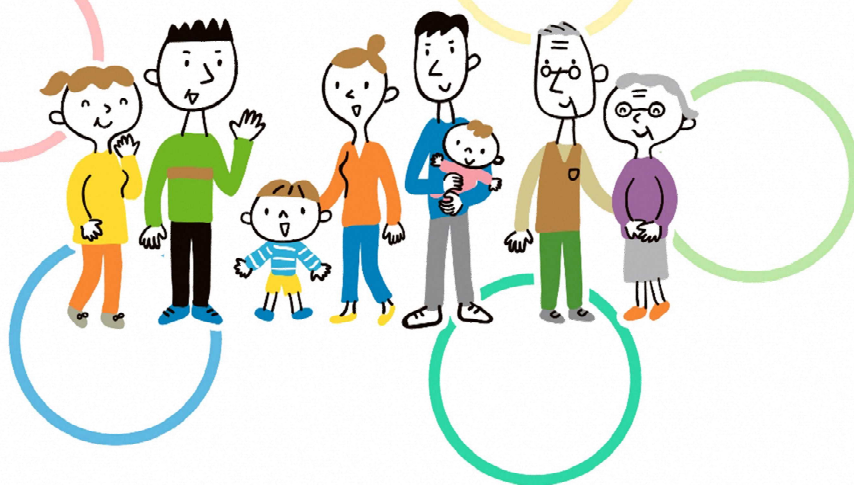


基本構想

第1章 まちづくりの方向性

第1節 将来像

いのち輝き 絆ひろがる あいのまち



1 相生市の将来像

本市において、これまでの10年間「いのち輝き 絆でつなぐ あいのまち」を将来像として、市民一人ひとりが絆でつながり、相手を思いやる気持ちを持ちながら、本市の持っている資源及び特性をより活用し、未来の世代に引き継ぐ持続可能な定住性の高いまちづくりを進めてきました。

これからの10年間のまちづくりでは、少子高齢化の進行、地域創生の進展などにより地域間競争の時代を迎え、これまでの、事業の手続き、プロセス、事務処理の適正さなどに重点を置く「行政運営」に加え、社会の変化に迅速に対応しつつ、地域の特性をまちづくりにより濃く反映させ、市民の満足度が向上するよう成果に重点を置く「行政経営」を推進します。

また、これまで築いてきた絆を更に大きく広げ、市民だけではなく、本市に関わりのある全ての人が絆でつながることでこれまでの取り組みを加速させ、引き続き本市の持っている資源をより豊かなものにし、未来の世代に引き継ぐ持続可能な定住性の高いまちづくりを進めていきます。

2 将来像実現のために

地域のニーズが多様化する社会においては、行政だけでなく意欲と能力を備えた市民、企業、地域を支える自治会、NPO、まちづくり団体など多様な主体が地域経営の担い手として、公共的な役割を担っていくことが求められています。

行政は、専門的な役割、分野はもとより、参画と協働を基礎とした自治を推進するため、説明責任の徹底及び積極的な行政情報の公開と提供により透明性の向上を図るとともに、市民、企業、地域を支える自治会、NPO、まちづくり団体など多様な主体の活動及び相互連携を支援します。

行政を含む多様な主体が、相互に連携・協力しながら、地域課題を解決していくとともに、市の将来像の実現のため、また、市民一人ひとりの自己実現、地域の活性化などのため、参画と協働によるまちづくりを推進していく必要があります。

第2節 将来人口

相生市人口ビジョンでは、子育て世代の出産・子育て支援、若者・壮年層の市内雇用を拡充するなどの事業を推進することにより、令和12年の推計人口は、26,632人となると予測しています。

このため、本計画を推進することにより人口減少を緩やかにし、令和12年度の目標年度において、**27,000人**を確保することを目標とします。

第3節 土地利用構想

本市は、ほとんどが山で囲まれ、平地からなる市街地である中央部地域、相生湾を取り囲む南部地域及び森林・農地が広がる北西部地域の三分で構成されています。南部地域には大規模な工業用地、中央部地域には公共サービス施設、商業施設が集積され、北西部地域の河川沿いに農地が広がり、集落が点在しています。

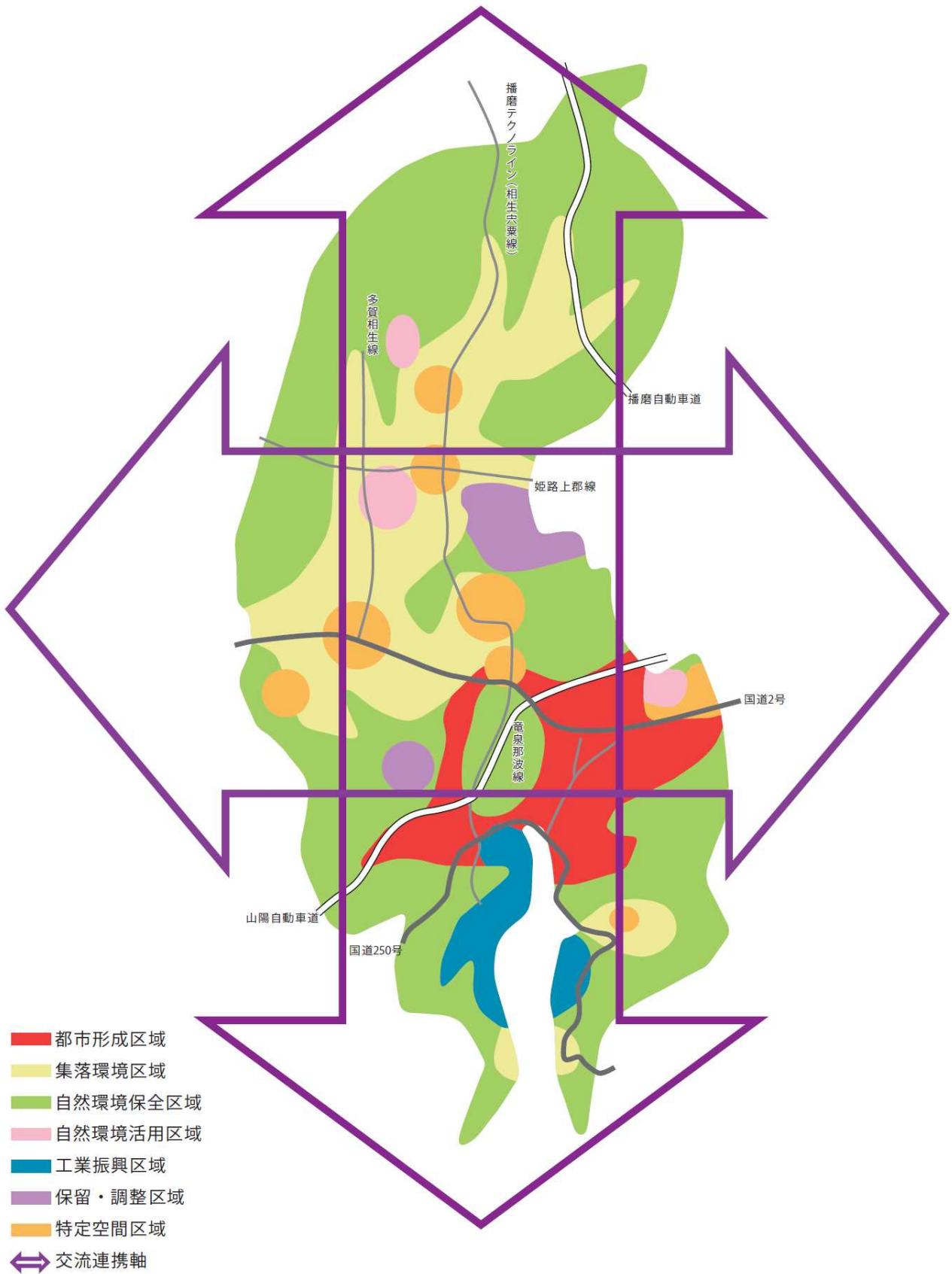
そのため、土地の利用に当たっては、各地域の自然的、社会的及び経済的な特性を活かしながら、総合的かつ計画的な土地利用を図る必要があります。

そこで、市の将来像の実現を目指し、市域における秩序ある土地利用を推進するため、土地利用の現況、地域特性などを考慮し、長期的展望に立ち土地利用区分を設定します。

区域	内容
都市形成区域	中央部既成市街地、土地区画整理事業施行済み地区などの行政、商業・業務、観光・交流などの都市機能が充実し、道路など生活基盤は整備され、生活環境の利便性が高い地域を都市形成区域とする。
集落環境区域	南部、北西部地域の農業生産基盤を活かしながら生活する農漁村地域を集落環境区域とする。
自然環境保全区域	豊かな自然景観の保全に努めるとともに、災害の防止、水源かん養などの公益的機能の維持保全が必要な区域を自然環境保全区域とする。
自然環境活用区域	公益的機能の維持保全に配慮しながら、キャンプ場、ゴルフ場などの自然を活用する区域を自然環境活用区域とする。
工業振興区域	企業の立地促進を図る地域として、相生湾臨海部に位置する工業地域を工業振興区域とする。
保留・調整区域	土地利用転換が見込まれるが、現段階においては転換時期などが決定していない区域を保留・調整区域とする。
特定空間区域	生活環境の維持のため、公共公益施設、商業・産業施設などの土地利用を検討する地域を特定空間区域とする。

軸	内容
交流連携軸	市内外の東西・南北を結ぶ国道・県道を交流連携軸と位置付け、市民の日常生活、様々な都市活動における円滑な移動を支える連携軸とする。

■土地利用構想図



第2章 まちづくり目標

本市の将来像を実現するため、次のまちづくり目標を設定し、計画を総合的及び体系的に推進していきます。

第1節 未来を担う人と文化を育むまち

子どもの未来づくりに向け、学校、家庭、地域及び行政が一体となり、子どもや青少年の教育を推進します。また、市民一人ひとりが自主的・自発的に学習活動、スポーツ活動及び文化芸術活動に取り組める環境整備を推進します。

教育・スポーツ・文化芸術活動を通して、市民一人ひとりが生涯を通じて成長を続け、未来に夢と希望をつなぐ人づくりを推進するまちを目指します。

第2節 安心して暮らせる、強くしなやかなまち

地震、水害などの自然災害に備えるために、市民、関係機関及び地域と連携しながら地域防災力の向上を推進します。また、犯罪及び事故のない安心して暮らせるまちづくり体制の充実を図ります。

市民の生命と財産を守るための防災・減災及び防犯体制の充実を通して、全ての市民が安全・安心して暮らせるまちを目指します。

第3節 健やかな暮らしを守り支え合うまち

市民の健康づくりを促進するとともに、医療体制及び各種福祉の充実を図っていきます。また、市民、ボランティア、行政及び関係機関がお互いを支え合いながら共生できる福祉社会づくりを推進します。

複雑多様化する福祉ニーズに総合的に対応する体制づくりを図り、市民誰もが生涯を通して、健やかで自分らしく暮らせるまちを目指します。

第4節 心地よい生活環境が保たれたまち

環境負荷の低減に努め、生活環境の保全を図るとともに、循環型社会を推進します。また、創業支援、経営基盤の安定化などと合わせて、就労環境の充実を図ることで、商工業の振興を図るとともに、豊かな環境などの地域資源を有効に活用した観光振興を推進します。

良好な生活環境を保ちながら、地球環境にやさしいまちづくりを目指すとともに、産業・観光の活性化を図り、活力あるまちを目指します。

第5節 暮らしを支える都市機能の整ったまち

子どもから高齢者まで、あらゆる世代が生活しやすく、快適な住空間を構築するために、下水道、生活道路、公営住宅及び市営住宅の維持整備、また、農村環境の維持、農業生産基盤の整備などを推進します。

市民生活と地域を支える都市基盤の整備を進め、全ての人が快適に生活できる定住性の高いまちを目指します。

第6節 まちづくりを進める土台を強化する

行政課題や市民ニーズが複雑多様化し、財政状況が今後ますます厳しくなることが予想される中で、質の高い市民サービスを安定的に提供できるよう、行政改革を核とした効率的・効果的な行政経営を推進します。

将来像実現のために、成果を重視し効率的かつ効果的で、持続可能な行政経営を行うまちを目指します。

